

打ち水啓発グッズ貸出・提供要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高温が常態化する中で、手軽に始められる温暖化の適応策として打ち水を実施する団体に対し、環境局の保有する打ち水啓発グッズ（以下「グッズ」という。）の貸出し及び提供するための手続きその他必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱の規定に基づき、物品の貸出し及び提供を受けることができる団体は、神戸市による打ち水施策の啓発に協力する神戸市内の地域団体、法人（組合、協議会及びその他複数の法人が参加する団体に限る。）及びその他市長が特に必要と認める団体（以下「地域団体等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する地域団体等は除外する。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 前号に該当する暴力団または暴力団員と密接な関係のある団体または個人
- (3) その他市長が特に不相当と認める者

(貸出)

第3条 貸出し及び提供を行うグッズ及び数量の上限は別表のとおりとする。貸出し及び提供の可否及び数量は、神戸市の業務に支障を及ぼさない範囲において決定する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、貸出しを行わない。

- (1) 営利を目的とする活動に使用するとき
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき
- (3) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動に利用されるおそれがあるとき
- (4) 特定の個人又は団体等の売名に利用されるおそれがあるとき
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、使用を不適切と認めるとき

2 貸出しは、原則として先着順とする。

3 貸出期間は、貸出日及び返却日を含めて7日以内とし、令和7年8月15日までとする。ただし、特別に必要がある場合は、この限りでない。

(貸出申込)

第4条 グッズの貸出を希望する地域団体等は、貸出及び提供を希望する日の7日前までに、打ち水啓発グッズ貸出・提供申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 グッズの貸出しに係る使用料については、前項に規定する申請書の提出により無料とする。

(貸出通知)

第5条 市長は、グッズを前条の規定による申込みがあり、グッズを貸出し及び提供すべきと認めるときは、打ち水啓発グッズ貸出通知書（様式第2号）により地域団体等へ通知する。

- 2 グッズの貸出しについて、物品管理上必要な条件は、前項の通知書に記載するものとする。
- 3 グッズの貸出しを受ける市民団体等は、市長の指定する方法においてグッズを受領及び返却しなければならない。
- 4 グッズの受領及び返却に際し必要となる費用は、貸出しを受ける地域団体等が負担する。

(使用上の遵守事項)

第6条 グッズの貸出しを受けた地域団体等は、グッズの使用にあたり、本要綱及び次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 打ち水啓発グッズ貸出・提供申込書の記載のとおりを使用すること
- (2) 譲渡又は転貸しないこと
- (3) 汚損・破損・紛失防止のため、取扱いには十分注意し、修繕、洗浄又は弁償が必要になった場合は速やかに環境局に報告のうえ、環境局長の指示に従い、貸出しを受けた地域団体等の責任と費用負担により修繕等必要な措置を講ずること

(貸出の取消し)

第7条 貸出を受けた地域団体等が次の各号に該当する場合は、市長はその承認を取り消すことができる。この場合において、当該貸出の承認を受けた者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

- (1) 第2条第2項又は第3条第2項に該当するとき
- (2) 第6条に定める事項を遵守しなかったとき
- (3) 打ち水啓発グッズ貸出・提供申込書の記載内容に虚偽が認められたとき

(所管)

第8条 本要綱に関する事務は、環境局が所管する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、グッズの取り扱いについて判断しがたい事案が発生した場合は、市の指示に従うものとする。

附則

この要綱は、令和7年7月11日から施行する。

別表 貸出し及び提供を行う打ち水啓発グッズ（第3条関係）

貸出・提供の別	打ち水啓発グッズ	1団体あたりの数量の上限
貸出	のぼり	3
	のぼり棒	3
	ひしゃく	5
	バケツ	5
提供	こうべ打ち水大作戦うちわ	100

(様式第1号)

打ち水啓発グッズ貸出・提供申込書

年 月 日

神戸市長 宛

打ち水啓発グッズの使用を希望するため、下記のとおり申し込みます。

申込みにあたり、打ち水啓発グッズ貸出・提供要綱第6条を遵守します。また、使用において発生した損害について、貴市に一切の補償等の請求はしません。

記

1. 申込者

住所	〒
団体名・事業者名	
代表者名	

本申込みに係る連絡先（上記と同じ場合は記入不要）

住所	〒
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

2. 打ち水啓発グッズの使用希望

使用目的			
使用場所			
貸出希望期間	年 月 日～ 年 月 日 ※貸出日・返却日を含む。7日以内		
使用希望数	打ち水啓発グッズ	希望数	上限数（参考）
	のぼり		3枚
	のぼり棒		3本
	ひしゃく		3本
	バケツ		3個
	こうべ打ち水大作戦うちわ		100枚

(様式第2号)

(公印省略)

第 号

年 月 日

様

神戸市長

打ち水啓発グッズ貸出・提供通知書

年 月 日付で申込及び申請のあった打ち水啓発グッズについて、下記のとおり貸出し及び提供することを通知します。

記

使用目的	
使用場所	
貸出期間	
貸出・提供グッズ及び数量	
貸出しの条件	